



市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和7年10月14日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を決定する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新 旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
09-1642 旧三木鉄道 自転車歩行者道1号線	上荘町国包字畑ノカチ575番4地先から 上荘町国包字坂ノ上327番20地先から	新 旧	5.1～8.4	150.9

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和7年10月14日（火）から10月28日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く